

## 医療関連感染対策指針

### 1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

基本的感染対策として、標準予防策（血液など生体に関わる湿性物質はすべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を策定し、この標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患等に対して感染経路別予防策を追加する。これらを基本に感染防止に向け、院内に設置する感染制御室を中心に組織的な対応を行い、感染等発生の際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図る。全ての医療従事者が、この指針に従って感染防止に留意し、安全な医療が提供できるように努める。

### 2. 感染対策委員会の設置

- (1) 病院長のもとに組織横断的代表を構成員として組織する感染対策委員会を設け、毎月1回定期的に会議を開催し、感染対策について審議する。なお、緊急時には臨時の会議を開催する。
- (2) 感染制御室は、次の業務を行い、感染対策、抗菌薬適正使用を推進する。
  - ①感染対策に関するサーベイランス
  - ②感染に関する啓発及び職員研修の企画
  - ③感染防止、抗菌薬適正使用のためのガイドライン・マニュアルの整備
  - ④異常な感染症が発生した場合の速やかな調査及び対策、全職員への周知徹底
  - ⑤職員・患者等に対する感染対策、抗菌薬適正使用に関する広報
  - ⑥地域医療機関との医療関連感染対策の連携
- (3) 感染対策チーム（インфекションコントロールチーム：ICT）、抗菌薬適正使用支援チーム（アンチマイクロバイアルスチュワードシップチーム：AST）を組織し、感染対策、抗菌薬適正使用に関する日常業務を行う。
- (4) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な感染防止対策以外のものは委員会及び病院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

### 3. 医療関連感染対策に関する職員研修

- (1) 職員研修は、感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員への周知徹底と知識の向上を図ることを目的に実施する。
- (2) 全職員、全職種を対象とする研修会を年2回以上開催する。
- (3) 新入職・中途入職者を対象とする研修会は、関係部署と連携して行う。
- (4) 病院委託業者を対象とする研修会を年1回以上開催する。
- (5) 研修会の実施内容（開催日時、出席者、研修項目など）について記録する。

### 4. 医療関連感染発生時の対応

- (1) 感染症発生時には、速やかに感染制御室への報告を受け、予防策を実践し、患者・医療者への二次感染を防ぐ。
- (2) アウトブレイク発生時は、速やかに原因を究明し、応急的に改善策を立案・実践する。その状況及び患者への対応等を病院長に報告するとともに、アウトブレイク判定委員会がアウトブレイク対策委員会を招集し、その後の対策を検討する。また、対策を実施するために全職員への周知徹底を図る。
- (3) 「感染情報レポート」を月1回作成し、感染対策委員会で討議する。

### 5. 医療関連感染対策ガイドライン

- (1) 「医療関連感染対策ガイドライン」に従い、手洗いの徹底を始めとする感染対策に努める。
- (2) 「医療関連感染対策ガイドライン」は当院の現状に則した内容とし、適宜見直しを行う。

(3) 「医療関連感染対策ガイドライン」は、病院ネットワークにも公開し活用し易くする。

**6. 患者等に対する当該指針の閲覧および情報提供と説明に関する基本方針**

(1) 医療関連感染対策指針は、当院のホームページ及び病院情報管理システム端末に掲載し、常時情報が閲覧できる環境を整備し、公開する。

(2) 感染に関わる情報を患者又は家族に提供し、情報を共有する。

(3) 疾病の説明とともに感染防止についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

**7. 医療機関内における感染対策の推進のために、外部機関に適切な助言を求める。**

策定日 平成 19 年 11 月 8 日

改定日 平成 20 年 3 月 6 日

改定日 平成 20 年 9 月 4 日

改定日 平成 26 年 2 月 6 日

改定日 平成 30 年 6 月 7 日